

2023 年 2 月 3 日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会
(公印略)

「電子帳簿保存法」に対する周知・対応について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、2024 年 1 月から「電子取引」のデータ保存に関し、一定の要件を満たすことが法律により義務づけられます。

つきましては、10 月から実施のインボイス制度とともに経営環境に大きな影響を及ぼすことから、別紙 1・2 により組合員へ周知願います。

なお、個人事業者のデータ保存で最低限満たすべき条件は、下記のとおりと考えられます。

記

1. 「改ざん防止のための事務処理規定」の作成

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）で、保存データを訂正又は削除する場合は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう記録を残す必要があるため

➡国税庁作成の別紙 3 様式をそのまま利用

2. 保存データに「規則的なファイル名」を付す

「取引年月日」「取引金額」「取引先」で、検索できる状態にしておかなくてはならないため

➡ファイル名を「取引日-取引先名-取引金額」にする方法または Excel 等で索引簿を作成して
ファイル名を連番にする

※例) 「20240131_カナカン(株)_110,000」

(参考) 国税庁作成の別紙 4 様式 (法人用)